

新居浜工業高等専門学校学生の懲戒処分に関する規程

平成13年6月1日規程第6号

最終改正 平成30年8月9日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校学則第36条の規定により懲戒を行う場合は、この規程の定めるところによる。

(違反行為の報告)

第2条 学生主事は、懲戒に該当すると思われる学生の行為(以下「事案」という。)を知ったときは、直ちに校長に報告するとともに、当該事案について、調査及び事実の確認に当たるものとする。

(事情聴取等)

第3条 学生主事は、調査に当たり、当該学生に対し、事情の聴取を行うものとする。

2 前項の事情の聴取に当たっては、当該学生に弁明の機会を与えるものとする。

(懲戒委員会の審議)

第4条 校長は、当該事案が窃盗、傷害、暴行又は金銭強要等重大な違法行為に該当すると判断した場合は、懲戒委員会を設置し、懲戒の可否並びに懲戒の種類及び程度を審議させるものとする。

2 懲戒委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成するものとする。

(1) 校長

(2) 副校長(総務企画担当)

(3) 教務主事

(4) 学生主事

(5) 専攻科長又は当該学生が所属する学科主任

(6) 事務部長

(学生支援委員会の審議)

第5条 校長は、当該事案が前条に規定する事案以外のものであると判断した場合は、学生支援委員会において懲戒の可否並びに懲戒の種類及び程度を審議させるものとする。

(懲戒の決定)

第6条 校長は、懲戒委員会又は学生支援委員会の報告に基づき、懲戒の種類及び程度を決定するものとする。

(懲戒処分書の交付)

第7条 学生主事は、校長の命により、当該学生に対し懲戒処分書を交付するものとする。

(報告)

第8条 校長は、懲戒処分を行った場合は、速やかに運営会議に報告するものとする。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、懲戒の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成30年8月9日 一部改正）

この規程は、平成30年8月9日から施行する。